

【前期第5問】

1 Xはかねてから恨みを抱いていたAを自殺にみせかけて殺害しようと考え、平成30年4月2日、Aを福井県坂井市にある有名な自殺スポット「西尋訪」から約2km離れた人気のない港に呼び出し、まずAを騙して薬剤をかがせて昏睡させ、昏睡したAを車で西尋訪まで運び、海中へと投棄するという計画（計画αとする）を立てた。同年同月9日夜中、Xは同計画を実行し、Aを海中に投棄した。

なお、後日判明したところによれば、AはXにより海中に投棄された時点では既に薬剤の作用により死亡していた。

2 その後、Xは計画αが成功したと確信し、「この方法ならもう一度ぐらい警察にバレずに恨んでる奴を殺せるだろう」と思い、会社の上司であるBを殺害しようと考えた。しかし、上司であるBをI港に呼び出すのは不自然に思われると考え、あらかじめワインに睡眠薬を入れたうえで、「自宅に高級ワインあるから一緒にいかがですか」等いい、Bを自宅に招き、ワインを勧めBを昏睡させた後、車で西尋訪へ運び、海中へ投棄しようとして計画した（計画βとする）。同年同月18日夕方、Xはあらかじめワインに睡眠薬を投入し、棚にしまい、Bを自宅に招いた。しかし、計画通りBを車で運ぶために、トランクを片付けなければならないことを思い出し、「10分ほど部屋でお待ちください。すぐ戻ります」等いい、車の片付けに向かった。無類のワイン好きであるBは早く飲みたいあまり、Xが戻るのを待っていらなくなり、X宅の棚からワインを探し出し、飲み始めた。10分ほどして、Xが部屋に戻るとBはすでに意識を失っており、これに驚いたと同時に好都合としたXは意識を失っているBを西尋訪に運び、海中へ投棄した。

なお、X宅から西尋訪までは約1kmほどであり、Bはその特異体質（X及び一般人から認識不可）より、Xがワインに入れた睡眠薬の影響で身体にショックを受け、Xに海中へ投棄される際には死亡していた。

計画αについてXの罪責を論ぜよ。

参考判例 最高裁平成16年3月22日第一小法廷決定